三　その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷、販売その他の流通に係る業務の効率化、漁船の修理の方法の改善、増殖若しくは養殖の推進、船舶の保管の方法の改善又は効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化に特に資すること。

ロ～ホ　（略）

（公正な手続を確保するための措置）

第二十五条　漁港管理者は、第二十三条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について公告し、当該申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　（略）

二　第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三～五　（略）

２　前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

３　第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な運営の確保の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（認定の公表）

第二十六条　漁港管理者は、法第三十七条の二第二項に規定する認定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　（略）

二　第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

四・五　（略）

（特定漁港施設貸付契約の内容）

第二十七条　国又は地方公共団体は、法第三十七条の二第四項の規定により特定漁港施設を貸し付けるときは、事業者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一　（略）

二　国又は地方公共団体は、事業者が第二十四条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は特定漁港施設の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三～六　（略）

第二十八条～第三十条　（略）

三　その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化、増殖若しくは養殖の推進又は船舶の保管の方法の改善に特に資すること。

ロ～ホ　（略）

（公正な手続を確保するための措置）

第十一条の六　漁港管理者は、第十一条の四第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で公告し、当該申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。次項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　（略）

二　第十一条の四第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三～五　（略）

（新設）

２　前項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な運営の確保の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（認定の公表）

第十一条の七　漁港管理者は、法第三十七条の二第二項に規定する認定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　（略）

二　第十一条の四第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第二項に規定する意見書の処理の経過

四・五　（略）

（特定漁港施設貸付契約の内容）

第十一条の八　国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、法第三十七条の二第四項の規定により特定漁港施設を貸し付けるときは、事業者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一　（略）

二　国又は地方公共団体は、事業者が第十一条の五各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は特定漁港施設の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三～六　（略）

第十一条の九～第十三条　（略）